

悪質な訪問販売に気をつけて！

業者が訪問販売で、不要なものや高額な商品・サービスを言葉巧みに勧誘をしたり、時には強引に売りつけたりする事例が依然として後を絶ちません。最近の悪質な訪問販売の手口を知つて、突然の訪問者に十分に注意しましょう。

●点検商法

点検と称して訪問し、「法律で義務づけられている」とか「無料で点検をする」などと、あたかも正規の点検のふりをしながら断れない状態にし、最終的に高額な商品やサービスを売りつける手口。

「屋根」「床下」「布団」「電話」「地デジ」「ボイラーナーなど、点検の口実はいろいろあります。

●かたり商法

「消防署のほうから来ました」などと消防署員のふりをして、「消火器の設置が必要」とか「消防法の改正で、火災報知器を設置しないと処罰される」として、消火器や火災報知器などを売りつける手口。

このほかにも、郵便局、NTT、電力会社、水道局などを語り、浄水器や電話機などを売りつけることもあります。

不必要な物を貰つてしまつたら

訪問販売で強引な勧誘を受けて思

被害に遭わないとために

①うまい話は先ず疑つ

業者の話を鵜呑みにせず、同様の商品などの価格を比較するとともに、そもそも本当に必要かどうか慎重に判断しましよう。

②勇気を持つて、はつきり断る

「結構です」「いいです」などあいまいな返事はせずに、「いりません」「お帰りください」と、はつきり断りましょう。

もし、何度も断つても帰らないなど手に負えない場合は、警察へ通報します。

③署名や押印をうかつにしない

契約書を良く読み、契約内容が納得できないなら署名や押印はしない。

契約した場合は、契約書や契約時のメモ書きなどの証拠書類をきちんと保管します。

④迷つたら一人で悩まず、まず相談

迷つたら、家族・友人・近所など周りの人や《庄原市消費生活センター》に相談します。

9時～17時(12時～13時は除く)
場所 市役所1階市民生活課内
0824-73-1228

わず契約をした場合、商品によつてはクーリング・オフ制度で契約を解除することができます。
お困りの場合は《庄原市消費生活センター》にご相談ください。

消費生活に関する苦情・相談について、専門の消費生活相談員や生活安全相談員、市民生活課生活安全係の職員が解決のお手伝いをしています。

庄原市消費生活センター

各相談員を紹介します



天道 茂代さん

毎週水曜日



八谷 こずえさん

毎週月、火、木曜日

生活安全相談員



松田 史朗さん

毎週月～金曜日

※相談員が不在の時は生活安全係の職員が対応します。

問い合わせ 市民生活課生活安全係
0824-73-1154